

番号	頁	行	ご意見	対応
1	全体		(以下、「～」と言う)について、全体として統一されていません。 ⇒(以下「～」という。)が適正と思料します。	(以下「〇〇」という。)に統一します。
2	2	20～21	(以下、鳥獣被害防止特措法)→(以下、「鳥獣被害防止特措法」という。)	(以下「〇〇」という。)に統一します。
3	2	27	(以下、鳥獣交付金)→(以下、「鳥獣交付金」という。)	(以下「〇〇」という。)に統一します。
4	2	29～35	「森林においては、シカの個体数の増加によって植生の衰退が見られる」としており、また、この後に「下層植生の衰退」と記載しているが、衰退の根拠が明らかでない。つまり、森林植生の高木層と亜高木層、低木層は、二次林も含めて人間が伐採しない限り、最低でも2、30年間くらいは、優占度の変化はあっても、種組成の変化はほとんどみとめられない。ただし、草本層については、上層の優占度の変化に応じて種組成や優占度に変化を生じるのが、これは森林植生の遷移の原理である。 したがって、シカの食害によって草本層に被害が及ぶことは明らかであるが、それが優占度の被害だけなのか、種組成にも及んでいるのかによって、被害の程度が異なる。つまり、食害を受けたとした林分について、食害を受ける以前の植生社会的手法による植生調査結果と、食害後の植生調査結果を比較した上で、種組成に大きな食害の影響がなければ、下層植生の衰退などの結論は誤りであり、森林植生の要因は異なるが遷移の側面として理解すべきである。まして、森林植生全体の衰退などの判断は誤りである。 いずれにしても、こうした結論を判断するには、食害の及ぶ以前の、その林分に対する精度の高い植生調査結果と比較することが、科学的根拠の必須である。	参考資料として「平成29年度 琵琶湖の保全・再生に資する森林整備指針策定業務（森林整備指針策定のための調査研究）森林植生衰退度調査報告書」の提供を、森林政策課から受けております。担当課にご意見を報告し、善処します。ご指摘を受け、図35および図36のタイトルを、「滋賀県におけるシカによる下層植生の衰退状況」から「滋賀県における下層植生衰退度別（SDR別）の落葉広葉樹林の推定分布」とし、あくまでも目安として扱う表現に改めます。
5	3	1	(以下、鳥獣保護管理法)→(以下、「鳥獣保護管理法」という。)	(以下「〇〇」という。)に統一します。
6	3	3	(以下、指定管理捕獲事業)→(以下、「指定管理捕獲事業」という。)	(以下「〇〇」という。)に統一します。
7	12	7	「強度間伐」を「強度間伐等」へ変更していただきたい。	ご指摘のとおり、修正します。

番号	頁	行	ご意見	対応
8	14	19	6行目にCPUEの記載があり、18行目に捕獲効率(CPUE)11の記載があるが、6行目でCPUEが初出となっているので、ここで捕獲効率(CPUE)11と記載し、18行目をCPUEと記載した方がいいのではないかと思います。	ご指摘のとおり、修正します。
9	18	20	メスジカ捕獲割合→メスジカの捕獲割合	ご指摘のとおり、修正します。
10	26	17	県庁自然環境保全課～室⇒削る こちらは当室が行い、⇒削る 県民にとってはどこの所属が何をしたかではなく、県等が何をしたかということが重要と思料します。 ※継続して実施するなら、p.69～70の「本庁関係課の役割」の中で記載すべきと思料します。	鳥獣対策室を表現する場合は、「自然環境保全課鳥獣対策室」に統一します。役割分担を明確にする必要があるために、県内部の担当課まで絞り込んだ表現としています。その旨、ご理解ください。
11	27	10～11	「シカ特別対策事業補助金」の内訳について、オス：県費8,000円、市町費2,000円、仔：県費2,000円、市町費9,000円が正しいと思われます。	ご指摘のとおり、修正します。
12	34	13	「造林に対する意欲」を「再造林の実施等、森林経営に対する意欲」へ変更していただきたい。	ご指摘のとおり、修正します。
13	34	18	H19年度→平成19年度	ご指摘のとおり、修正します。
14	36	20	令和元年3月→平成31年3月	ご指摘のとおり、修正します。

番号	頁	行	ご意見	対応
15	43	9	<p>「農林業被害の軽減を図る」目的を達成するため、短期的な「管理の目標（状態目標）」として、“林業の剥皮被害面積を100ha以下にする。”とあります。</p> <p>剥皮被害については、P36に記載されているように、減少傾向にあります。これはテープ巻きによる防除の効果が表れているもので、今後も継続するものと思われま。</p> <p>一方、植栽地における枝葉摂食被害については、造林面積の減少により被害面積は減少となっているものの、依然高い被害率にあります。今、林業施策は国県ともに、皆伐及び再造林の推進を掲げているところであり、現場における最大の課題はニホンジカの枝葉摂食被害です。</p> <p>今後、造林面積の増加が見込まれ、ニホンジカの枝葉摂食被害対策の強化が必要なことから、管理目標に加えるなどの検討願います。</p>	<p>枝葉の摂食被害があるとのことですが、巻末に示したAF規格に基づいた防護柵を設置されている上での被害ならば、設置方法に不具合が生じている可能性が高いと考えられます。管理目標に加えるためには、このようにAF規格に基づいた防護柵の設置がキチンとなされる態勢構築ができ、林業事業者への指導を強化できる体制が構築されてからと考えます。ご意見から察するに、森林保全課・森林政策課と協力し、効果的なAF規格に基づいた防護柵の設置を進め、枝葉摂食被害対策の強化に努めていきます。</p>
16	47	8	農林地に近くを→農林地の近くを	ご指摘のとおり、修正します。
17	48	1	県全体メタ個体→県全体のメタ個体	ご指摘のとおり、修正します。
18	49	2	「緩衝帯整備事業等を活用し」を「緩衝帯の整備等により、」へ変更していただきたい。	「補助金等を活用し緩衝地帯の整備として」と修正します。
19	53	22～23	捕獲率の倍率の記載があるが、その設定根拠的なものを少し付け加えて記載してはどうかと思います。	巻末資料を追加します。
20	55	18	シカの滞留する許す→シカの滞留を許す	ご指摘のとおり、修正します。
21	57	9	<p>目標達成のために推進すべき事項として、当市では特に行政区域界付近の捕獲等が十分に行えず獣害対策に苦慮しているため、県下全域を通して滞りなく獣害対策が行えるような体制の構築を行っていただきたい。また、同様に国有林内に関しても捕獲等事業が行えないため、改善策を講じていただきたい。</p>	<p>捕獲困難地である奥山等での捕獲については、p.54-55に記載しております。貴市には従来より申し上げているように、シカの滞留が見られるが、捕獲条件が厳しい奥山等があるのであれば、具体的な箇所をお示しください。実施するためには区域設定をする必要があります。なお、国有林内においても手続き等は必要ですが、有害捕獲を行うことができますので、申し添えます。</p>

番号	頁	行	ご意見	対応
22	58	16	文化財担当部局への情報提供→文化財担当部局へのすみやかな情報提供 ※令和2年12月4日付け2文財ニ第187号文化庁文化財第二課長通知には「すみやかな情報提供に努めること。」と記載されている。	ご指摘のとおり、修正します。
23	64	8~28	まず、落葉広葉樹の自然林や二次林の土壌は、団粒構造のよく発達した褐色森林土壌である。そのため草本層や低木層のシカの食害によって、こうした団粒構造の保水力のある森林土壌の保持機能まで破壊されるような脆弱な森林生態系ではない。シカの低木層や草本層の食害によって、希少植物の一時的な種滅を除いて、土壌や生態系の分解者である土壌生物、生産者としての植物、消費者としての動物などの森林生態系への影響は軽微なものである。 そうした科学的根拠を明らかにすべく、食害以前の森林に対して土壌や地形・地質の無機的環境、さらに分解者としての土壌生物や生産者としての地上部の植生、また消費者としての動物などに関して森林生態系としての精度の高い調査を行い、その結果をもって、食害林地の同様調査結果と比較することによって、初めて被害の実態やその根拠が科学的に明らかにされたことになる。単に相観から観察した下層植生のシカの食害をもって、長年にわたって形成されてきた森林生態系の土壌にまで影響が及んでいるなどの指摘は、何の根拠もない結論である。 ただし、スギ・ヒノキ人工林を生態系としてみた場合、人為影響の及んだ生態系であり、当然、落葉広葉樹林などの生態系とは異なり、スギ・ヒノキが高木層までに生長する過程において、落葉広葉樹林によって創出されてきた褐色森林土壌は多くの部分が流出している。そのため、集中豪雨時に崩壊を生じている場所の大部分が人工林や草地群落の地域であることから明白である。	参考資料として「ニホンジカ森林土壌保全対策指針」の提供を、森林保全課から受けております。担当課にご意見を報告し、善処します。巻末にその報告書および付属資料の一部資料を添付し、短時間強雨にさらされた場合にリスクとなる要因、斜面の傾斜、上層木の植生、推定される下層植生植被率を重層化したリスクマップを添付することとします。
24	69	16	市町や県の担当者 ⇒市町や県 他の箇所を担当者の文言がないことから、不要であると思料します。	獣害対策の「中核人材」として、明確にする必要がある場合には「担当者」としています。そのため表現を以下に改めます。「獣害対策の中核人材としての、市町や県の担当者」。

番号	頁	行	ご意見	対応
25	71	3	模索し⇒削る 不要と思料します。	科学的知見が示されていることばかりでないため、多少の試行錯誤を繰り返すことが想定されることから、「模索」という文言が入っています。
26	71	5	監督職員の現場立会する ⇒監督職員が現場の立会いや	「監督職員が現場立会をする」に統一します。
27	71	5	監督職員の現場立会する⇒監督職員が現場立会をする	「監督職員が現場立会をする」に統一します。
28	71	14	県の担当者 ⇒ 県 他の箇所を担当者の文言がないことから、不要であると思料します。	同上「獣害対策の中核人材としての県の担当者」
29	71	17	態勢 ⇒体制	「態勢」と「体制」は使い分けています。「体制」は仕組みも含めたものを指し、「態勢」は身構えなどの形態を指しています。出動態勢、即応態勢と同じ使い方と捉えてください。
30	71	17	深く ⇒削る 深度までを記載する必要はないと思料します。	役割分担の上で非常に重要な部分であるので、記載します。
31	71	18	(以下、各地域協議会) → (以下、「各地域協議会」という。)	(以下「〇〇」という。)に統一します。
32	71	18~24	⇒各地域被害対策協議会（以下「各地域協議会」という。）は、各市町、県及び県の各地方機関、関係機関を中心とした集まりであることから、市町単独では困難であったり非効率であったりする研修会等の補助事業用務を広域的かつ効果的に行う上で、重要な役割を担う。 他の機関には、例えの記載はないことから、具体的な例えの記載は不要であり、上記のような文章が適切と思料します。	具体例がないと、何をしているのか分からないという意見を受けて、例えを記載しています。ご理解ください。
33	72	2	指定管理事業捕獲業務→指定管理捕獲事業業務	「指定管理鳥獣捕獲等事業 捕獲業務」の略称として「指定管理事業 捕獲業務」とします。

番号	頁	行	ご意見	対応
34	72	23～30	『森林保全課は、「被害防除対策」にかかる林業被害の把握を行うとともに、「被害防除対策」にも「生息環境管理」にもかかる造林地における獣害に強い食害防護柵等の設置、点検補修の技術的支援等を行う。 また、緩衝地帯の整備や、光環境の改善を目指した間伐等による下層植生の回復などの治山・造林事業に伴う森林施業の技術的支援等を行う。』という表現に変更していただきたい。	ご指摘の趣旨で、修正します。
35	75	図44	各森林整備事務所の・について、 「林業被害、植生衰退の把握」を「林業被害、林地の植生衰退の把握」へ変更していただきたい。 「植生誘導」を「植生誘導等」へ変更していただきたい。 「補助金の導入」を削除していただきたい。 「治山事業による流域柵」を削除していただきたい。	以下のように改めます。（補助金には様々あるので、残存。） ・林業被害・森林植生等衰退の把握 ・造林地等の被害管理技術的支援（防除・緩衝帯） ・間伐、受光伐による植生誘導等 ・補助金の導入、被害防止計画の評価 ・治山事業等による食害防護柵の設置